

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当該休日に當たる翌日がときは、(当たる翌日)

目次

◆規則 鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則

- 第一章 総則 (第一条—第五条)
- 第二章 市場関係事業者
 - 第一節 卸売業者 (第六条—第八条)
 - 第二節 仲卸業者 (第九条—第十七条)
 - 第三節 売買参加者 (第十八条—第二十三条)
- 第四章 市場施設の利用 (第四十四条—第四十九条)
- 第五章 監督 (第五十条—第五十二条)
- 第六章 雜則 (第五十三条—第五十七条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務その他の管理に関する事項を定めるものとする。

（市場の位置及び面積等）

第二条 市場の位置及び面積は、次のとおりとする。

位	置	積
境港市昭和町	九八、〇〇〇平方メートル	

鳥取県規則第二十三号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則

二月鳥取県規則第八十一号の全部を改正する。

目次

2 市場の卸売業務施設は、産地市場部分及び消費地市場部分に区分する。

(取扱品目)

第三条 市場の取扱品目は、生鮮水産物及びその加工品（以下「水産物」という。）とする。

(開場の期日)

第四条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

一 一月一日から同月三日まで

二 八月十四日から同月十六日まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市場を臨時に開場し、又は休場することができる。

3 知事は、前項の規定により市場を臨時に開場し、又は休場するときは、あらかじめ、その旨を市場内に掲示して関係者に周知させるものとする。

(開場の時間)

第五条 市場の開場時間は、午前四時から午後七時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 前条第三項の規定は、前項ただし書の規定による市場の開場時間の変更について準用する。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者
(せり人の指定の届出の報告)

第六条 卸売業者（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八

条第一項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）は、鳥取県地方卸売市場条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第四十九号）第十二条第二項の規定によりせり人の指

定の届出をしたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(記章の着用)

第七条 セリ人は、市場において卸売のせりに従事するときは、セリ人記章（様式第一号）を着用しなければならない。

(事業報告書の提出)

第八条 卸売業者は、事業年度ごとに、知事が別に定めるところにより事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に知事に提出しなければならない。

第二節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

第九条 市場において卸売業者から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

一 卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十六条第一項又は第五十二条第一項第二号の規定により第一項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

- 三 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは第一項の許可を受けた者の役員若しくは使用人である者
- 四 法人で、その業務を執行する役員のうちに第一号から前号までのいすれかに該当する者があるもの
- 五 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者
- 六 卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないため、市場機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる者
- 7 知事は、第一項の許可をしたときは、卸売業務許可証（様式第三号）を申請者に交付するものとする。
- 8 第一項の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。
- （卸売業務の許可の更新）
- 第十一条 卸売業者（前条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の許可の有効期間満了の日後も引き続き卸売業務を行おうとするときは、同項の許可の更新を受けなければならない。
- 2 前項の更新を受けようとする卸売業者は、当該許可の有効期間満了の日の三十日前までに、卸売業務許可更新申請書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前条第三項（第二号を除く。）から第五項までの規定は、第一項の規定による許可の更新について準用する。
- （許可証の記載事項の変更の届出等）
- 第十二条 卸売業者は、卸売業務許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに知事に届け出て、当該許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、卸売業務許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、知事に卸売業務許可証の再交付を申請しなければならない。
- 3 第一項又は前項の規定による卸売業務許可証の記載事項の変更の届出又はその再交付の申請の手続は、知事が別に定める。
- （許可証の掲示）
- 第十二条 卸売業者は、卸売業務許可証を卸売店舗内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- （記章の着用）
- 第十三条 卸売業者又はその使用人は、市場において卸売のせりに参加するときは、卸売業者記章（様式第五号）を着用しなければならない。
- （業務開始等の届出）
- 第十四条 卸売業者は、卸売業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- （営業報告書の提出）
- 第十五条 卸売業者は、事業年度（個人にあつては、一月一日から十二月三十日までをいう。以下同じ。）ごとに、知事が別に定めるところにより営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に知事に提出しなければならない。
- （卸売業務の許可の取消し）
- 第十六条 知事は、卸売業者が次の各号のいすれかに該当するときは、九条第一項の許可を取り消すことができる。
- 一 第九条第三項第一号、第三号又は第四号のいすれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第九条第一項の許可（第十条第一項の規定による

当該許可の更新を含む。)を受けたとき。

三 正当な理由がないのに第九条第四項の規定による仲卸業務許可証の交付を受けた日から起算して三月以内に仲卸業務を開始しないとき又は三月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。

四 正当な理由がないのに仲卸業務を遂行しないとき。

2 知事は、前項(第一号を除く。)の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分の相手方に対し、日時、場所及び処分の理由を通知して、その者又はその代理人に意見を陳述する機会を与えるものとする。

(許可証の返納)

第十七条 仲卸業務許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該許可証(第四号の場合にあっては、回復した許可証)を知事に返納しなければならない。

一 第九条第一項の許可の有効期間が満了したとき。

二 第九条第一項の許可が取り消されたとき。

三 仲卸業務を廃止したとき。

四 仲卸業務許可証を亡失した者が亡失した仲卸業務許可証を回復したとき。

(第三節 売買参加者)

第十八条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、売買参加者登録申請書(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録をしないものとする。

一 第二十三条第一項又は第五十二条第一項第三号の規定により第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

三 法人で、その業務を執行する役員のうちに第一号又は第二号に該当する者があるもの

四 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

五 市場において継続的に取引を行う見込みがなく、かつ、卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないと認められる者

4 知事は、第一項の登録をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

5 第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

(売買参加者の登録の更新)

第十九条 売買参加者(前条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、同項の登録の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、同項の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の更新を受けようとする売買参加者は、当該登録の有効期間満了の日の三十日前までに、売買参加者登録更新申請書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

3 前条第三項(第一号を除く。)から第五項までの規定は、第一項の規定による登録の更新について準用する。

(記章の着用)

第二十条 売買参加者又はその使用人は、市場で卸売のせりに参加するとときは、売買参加者記章（様式第八号）を着用しなければならない。

（卸売を受けることの廃止の届出）

第二十一条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(営業報告書の提出)

第二十二条 売買参加者は、事業年度ごとに、知事が別に定めるところにより営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に知事に提出しなければならない。

(売買参加者の登録の取消し)

第二十三条 知事は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第十八条第三項第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録（第十九条第一項の規定による当該登録の更新を含む。）を受けたとき。

3 第十六条第二項の規定は、前項第二号の規定による処分について準用する。

第四節 附属営業人

(附属営業の許可)

第二十四条 市場において次に掲げる業務（以下「附属営業」という。）を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 水産物の保管、貯蔵、運搬その他の業務で市場機能の充実に資するもの

二 飲食の提供、用品の販売その他の業務で市場の利用者に便益を提供するもの

3 知事は、第一項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

一 卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十六条第一項又は第五十二条第一項第四号の規定により第一項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を執行する役員のうちに第一号又は前号に該当する者があるもの

四 附属営業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

4 知事は、第一項の許可をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(営業開始等の届出)

第二十五条 附属営業人（前条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、附属営業を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(附属営業の許可の取消し)

第二十六条 知事は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、

昭和57年3月31日 水曜日

2

第二十四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第二十四条第三項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二十四条第一項の許可を受けたとき。

三 正當な理由がないのに附屬営業を遂行しないとき。

2 第十六条第二項の規定は、前項（第一号を除く。）の規定による処分について準用する。

第三章 売買取引及び決済の方法

（せり売又は入札の原則）

第二十七条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。

一 別表に掲げる水産物で、卸売業者があらかじめ、相対売又は定価売による旨を表示したものの卸売をするとき。

二 次に掲げる場合で、せり売又は入札の方法によることが著しく不適当であると認められるとき。

イ 災害が発生したとき。

ロ 水産物の入荷が遅延したとき。

ハ 卸売の相手方が少數であるとき。

ニ せり売又は入札の方法による卸売により残品が生じたとき。

三 第三十二条第一項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に對して卸売をするとき。

四 第三十二条第一項ただし書の規定により知事の承認を受けて同項第二号の水産物の卸売をするとき。

卸売業者は、前項ただし書の規定により相対売又は定価売の方法によ

る卸売を行つたときは、当該卸売を行つた日の属する月の翌月の二十日までに、相対売（定価売）実施報告書（様式第十号）により知事に報告しなければならない。

（販売開始時刻等の周知）

第二十八条 卸売業者は、市場における卸売のための販売を開始するときは、あらかじめ、その時刻、場所等を関係者に周知させなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

（指値のある受託水産物の表示）

第二十九条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けをした水産物（以下「受託水産物」という。）に指値があるときは、その販売前にその旨を当該受託水産物に表示しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第三十条 卸売業者は、市場における卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に對して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、水産物について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

（卸売の相手方の制限）

第三十一条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に對して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不當に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

- 一 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された水産物が仲卸業者及び売買参加者にとって種類若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。
- 二 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じたとき。
- 2 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売を行つたときは、当該卸売を行つた日の属する月の翌月の二十日までに、仲卸業者・売買参加者以外の者に対する卸売実施報告書（様式第十一号）により知事に報告しなければならない。（自己の計算による卸売の禁止）
- 第三十二条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、あらかじめ、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないものとして知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 一 出荷者の計算において行う卸売の方法によつては水産物の出荷を受けることが著しく困難なとき。
- 二 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき、水産物を確保する必要があるためその水産物の出荷を受けるとき。
- 三 供給の安定を図るため保管し、又は貯蔵する必要がある水産物の出荷を受けるとき。
- 2 卸売業者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、自己計算による卸売承認申請書（様式第十一号）を知事に提出しなければならない。
- （市場外にある水産物の卸売の禁止）

第三十三条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物については、この限りでない。

- 2 卸売業者は、前項ただし書の指定を受けようとするときは、市場外保管場所指定申出書（様式第十三号）を知事に提出しなければならない。（委託手数料の額の制限）

第三十四条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から收受する委託手数料を、受託水産物の卸売金額に百分の五を乗じて得た金額以内の額としなければならない。（委託手数料以外の報償の收受の禁止）

- 第三十五条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から前条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。
- （受託水産物の検収）

第三十六条 卸売業者は、受託水産産の受領に当たつては、検収を確実に行うとともに、受託水産物の種類、数量、等級、品質等をその委託をした者に通知しなければならない。

（受託水産物を買い受けた者の明示及び引取り）

第三十七条 卸売業者は、その卸売をした水産物を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた水産物を、速やかに引き取らなければならない。
- （仲卸業者の業務の規制）

第三十八条 仲卸業者は、市場の周辺の地域であつて知事が指定する区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買入ることが困難な場合であつて、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして知事の許可を受けたときは、この限りでない。

- 1 水産物の販売の委託を受けること。
- 2 水産物を卸売業者以外の者から買入れて販売すること。
- 3 仲卸業者は、前項ただし書の許可を受けようとするときは、直接集荷許可申請書（様式第十四号）を知事に提出しなければならない。

（売買取引の制限）

第三十九条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買（卸売業者にあつては、委託の引受けを含む。次項において同じ。）を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- 1 談合その他不正の行為があると認めるとき。
- 2 不正当な価格が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- 3 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出入（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。
- 4 売買について不正の行為があると認めるとき。
- 5 買受代金の支払を怠つたとき。
- 6 仕切及び送金

第四十条 卸売業者は、受託水産物の卸売をしたときは、その委託をした者に對し、当該卸売をした日の翌日までに、売買仕切書を送付するとと

もに、速やかに売買仕切金を送付しなければならない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託水産物の種類、数量、等級、品質及び価格を正確に記載しなければならない。

（買受代金の支払）

第四十一条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から卸売を受けたときは、その水産物の引渡しを受けた日から二十四日以内に、卸売業者に付し買受代金を支払わなければならない。ただし、買受代金の支払についての特約があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、他の仲卸業者又は売買参加者に對して不當に差別的な取扱いとなるものであつてはならない。

（入荷数量等の報告）

第四十二条 卸売業者は、毎開場日、市場に入荷した主要な水産物の種類及び数量をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、卸売をした主要な水産物の種類、数量及び価格をその日の卸売のための販売の終了後速やかに知事に報告しなければならない。

2 卸売業者及び仲卸業者は、毎月の水産物の取扱状況について、卸売業者にあつては翌月五日までに、仲卸業者にあつては翌月十日までに、取扱状況報告書（様式第十五号）により知事に報告しなければならない。（入荷数量等の掲示）

第四十三条 知事は、卸売業者から前条第一項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の知事が別に定める場所に掲示するものとする。

第四章 市場施設の利用

（利用の許可）

9 昭和57年3月31日 水曜日

- 第四十四条 条例別表に掲げる施設（以下「市場施設」という。）を利用しようとする者は、市場施設利用許可申請書（様式第十六号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、市場施設の利用の許可をしたときは、市場施設利用許可証（様式第十七号）を申請者に交付するものとする。
- （転貸等の禁止）
- 第四十五条 利用者（市場施設の利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該市場施設の全部又は一部を第三者に転貸し、又は使用させてはならない。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 市場施設は、その本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、市場業務に係る用途に使用する場合であつて、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- （現状変更の禁止）
- 第四十六条 利用者（関連事業者施設用地をその許可を受けた利用の方法に従つて利用する者を除く。次項において同じ。）は、知事の承認を受けないで、当該市場施設に建築、造作若しくは模様替えをし、又は当該市場施設の現状に変更を加えたときは、市
- 2 利用者が知事の承認を受けて、当該市場施設に建築、造作若しくは模様替えをし、又は当該市場施設の現状に変更を加えたときは、知事は、利用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。
- （利用の許可の取消し）
- 第四十七条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市

場施設の利用の許可を取り消すことができる。

一 この規則の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

二 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる処分の取消しを受けたとき。

イ 卸売業者 卸売市場法第五十八条第一項の許可

ロ 仲卸業者 第九条第一項の許可

ハ 売買参加者 第十八条第一項の登録

2 知事は、災害の予防、衛生の確保その他市場の管理上必要があると認めるとときは、利用者に対し、利用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

（市場施設の返還）

第四十八条 利用者の死亡若しくは解散又は前条の規定による利用の許可の取消しその他の理由により市場施設を利用する資格が消滅したときは、相続人、清算人又は本人は、知事の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用料の减免）

第四十九条 条例第五条の使用料の减免は、水産物の流通の合理化を図るため知事が特に必要と認めたときに限り行うことができる。

第五章 監督

（報告及び検査）

第五十条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人に対し、

その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人の事務所その他他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善措置命令)

第五十一条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は附属営業人に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第五十二条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人が条例若しくはこの規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

一 卸売業者 六月以内の期間を定めて卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 仲卸業者 第九条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 売買参加者 第十八条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

四 附属営業人 第二十四条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて附属営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- 一 この規則又はこれに基づく処分に違反したとき。

一 セリ売に関して卸売のための販売の委託をした者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

二 セリ売に関して卸売のための販売の委託をした者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。

三 その職務に関して卸売のための販売の委託をした者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。

四 前三号に定めるもののほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。

3 第十六条第二項の規定は、第一項の規定による許可又は登録の取消しの処分について準用する。

第六章 雜則

(無許可営業の禁止)

第五十三条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行なう場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外への退去を命ずることができる。

(行為の制限等)

第五十四条 他人も市場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。
一 市場施設をき損し、若しくは滅失し、又はき損し、若しくは滅失するおそれがある行為

二 衛生上有害な物品の搬入

三 市場の秩序を乱し、又は乱すおそれがある行為

四 前三号に定めるもののほか、市場機能を損ない、又は損なうおそれがある行為

2 知事は、前項の規定に違反した者に対する対応は、当該行為を制止し、又は市場からの退去その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。(き損又は滅失の届出)

第五十五条 市場施設をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、故意又は過失により市場施設をき損し、又は滅失した者に対する補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(許可等の制限又は条件)

第五十六条 条例又はこの規則の規定による許可、登録、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、登録、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、登録、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととなるないものとする。

(その他)

第五十七条 この規則に定めるもののほか、市場の管理に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県営港水産物地方卸売市場の管理に関する規則(以下「旧規則」という。)第十条第一項の承認を受け

て卸売業者から卸売を受けている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日(改正後の鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則(以下「新規則」という。)第九条第一項の許可又は第十八条第一項の登録を受けた者については、当該許可又は登録を受けた日)までの間は、新規則第十八条第一項の登録を受けた者とみなす。

3 前項に定めるものを除くほか、施行日前に旧規則の規定によつてした許可、承認又は申請、届出その他の処分又は手続で新規則に相当の規定のあるものは、新規則の相当の規定によつてした相当の処分又は手續とみなす。

別表(第二十七条関係)

一 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物(市場で解凍して卸売するものを除く。)

及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干ししたものと除く。)

二 淡水魚類、ふぐ、貝類(かき類を除く。)、いせえび・ざりがに類、しやこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類その他その種類又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される水産物

昭和57年3月31日 水曜日

報 公 県 取 鳥

様式第1号(第7条関係)

←→ 8センチメートル

4センチメートル

せり人第号
卸売業者の名称

備考 地の色は青とし、字の色は白とする。

様式第2号(第9条関係)

仲卸業務許可申請書

職氏名 腹

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第9条の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年月日

申請者
(法人にあつては、所在地)
氏
名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)記
申
請
者
(法
人
に
あ
つ
て
は
、
名
称
及
び
代
表
者
の
氏
名
)

年間の買受見込み	買受品目		生鮮水産物	水産加工品
	数	量	トン	トン
金			千円	千円
年間の仲卸店舗内での販売見込み	販売品目	生鮮水産物	水産加工品	
	数	量	トン	トン
	金	額	千円	千円
商標				
資本又は出資の額				円
役員の氏名				人
申請時における従業員数				人

添付書類 1 卸売を受けようとする卸売業者の同意書

2 その他知事が必要と認める書類

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

13 昭和57年3月31日 水曜日

(号外) 第34号 報 県 取 鳥 公

様式第3号(第9条関係)

仲卸業務許可証

許可番号	仲卸業者 氏名又は名称 住所又は所在 地	職 氏 名 殿

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第10条の規定により仲卸業務の許可の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者
(法人にあつては、所在地)
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第9条の規定により仲卸業務の許可をする。

年 月 日

職 氏 名

回

様式第4号(第10条関係)

仲卸業務許可更新申請書

取り扱う水産物 の分類	生鮮水産物 水産加工品	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	その他条件

様式第5号(第13条関係)

買受品目	生鮮水産物	水産加工品
数量	トン	トン
金額	千円	千円

買受

年間の買受見込み	買受品目	生鮮水産物	水産加工品
数量	数量	トン	トン
金額	金額	千円	千円
過去1年間の買受実績	販売品目	生鮮水産物	水産加工品
	数量	トン	トン
	金額	千円	千円

年間の販売見込み	販売品目	生鮮水産物	水産加工品
数量	数量	トン	トン
金額	金額	千円	千円
過去1年間の販売実績	販売品目	生鮮水産物	水産加工品
	数量	トン	トン
	金額	千円	千円

商標

資本又は出資の額

円

役員の氏名

仲卸第号

仲卸業者の氏名又は名称

備考 地の色は赤とし、字の色は白とする。

→ 4センチメートル ←

- 添付書類 1 銀売を受けようとする卸業者の同意書
 2 その他知事が必要と認める書類
- 備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

第34号(外埠) 島 取 県 公 告 日 3月31日 年 57和57年 15

様式第6号（第18条関係）

売買参加者登録申請書

職 氏 名 殿

鳥取県當境港水産物地方卸売市場管理規則第18条の規定により売買参加者の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 (法人にあつては、所在地)

氏 名 ㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

年間の買受見込み	買受品目		生鮮水産物 トントン	水産加工品 トントン
	数量	金額		
商 標			千円	千円
資本又は出資の額			円	円
役員の氏名			人	人
申請時における従業員数			人	人

添付書類 1 卸売を受けようとする卸売業者の同意書

2 その他知事が必要と認める書類

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第7号（第19条関係）

売買参加者登録更新申請書

職 氏 名 殿

鳥取県當境港水産物地方卸売市場管理規則第19条の規定により売買参加者の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 (法人にあつては、所在地)

氏 名 ㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

年間の買受見込み	買受品目		生鮮水産物 トントン	水産加工品 トントン
	数量	金額		
過去1年間の買受実績			買受品目 トントン	生鮮水産物 トントン
商 標			数量	トントン
資本又は出資の額			金額	千円 千円
役員の氏名			人	人
申請時における従業員数			人	人

添付書類 1 卸売を受けようとする卸売業者の同意書

2 その他知事が必要と認める書類

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第8号(第20条関係)

← 8センチメートル →

亮 参 第 号	4センチメートル
亮買参加者の氏名又は名称	

備考 地の色は赤とい、字の色は白とする。

様式第9号(第24条関係)

附属営業許可申請書

職 氏 名 殿

鳥取県鳴門港水産物地方卸売市場管理規則第24条の規定により附属営業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

(法人にあつては、所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

當業場所	
當業の内容	
資本又は出資の額 (申請者が法人である場合)	円
その他の参考事項	

様式第10号（第27条関係）

相対売（定価売）実施報告書

職 氏 名 殿

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第27条の規定により
月中の相対売（定価売）について、下記のとおり報告します。

年 月 日 年 職 氏 名 殿

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第31条の規定により
月中に行つた仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売につい

て、下記のとおり報告します。

年 月 日

記

卸売業者の名称
代表者の氏名

④

様式第11号（第31条関係）

仲卸業者・売買参加者以外の者に対する卸
売実施報告書

職 氏 名 殿

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第31条の規定により
月中に行つた仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売につい

て、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称
代表者の氏名

④

記

販 売 方 法	月	日	種 類	數 量	金 額	出荷者の氏名又は名称	仲卸業者又は売買参加者以外の者による販売の理由
				キログ ラム	千円		
相対売							
小 計							
定価売				キログ ラム	千円		
小 計							
合 計				キログ ラム	千円		

	月	日	種 類	數 量	金 額	出荷者の氏名又は名称	買取人の氏名又は名称	理 由
				キログ ラム	千円			
合 計				キログ ラム	千円			

様式第12号(第32条関係)

自己計算による卸売承認申請書

職 氏 名 賤

鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則第32条の規定により自己計算による卸売の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名

㊃

記

種類	数量	金額	出荷者 氏名又は 名称	卸売 予定日	理	由
キログラム	千円					
合計	キログラム	千円				

様式第13号(第33条関係)

市場外保管場所指定申出書

職 氏 名 賤

鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則第33条の規定により市場外保管場所の指定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名

㊃

記

施設の 名称	所在地	施設の 種類	規 模・構 造・能 力		水 產 物 種 類	數 量	理 由
			ト ン				

備考 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間の契約に基づく場合は、その契約書の写しを添付すること。

様式第14号（第38条関係）

直接集荷許可申請書

職 氏 名 謹

鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則第38条の規定により直接集荷の許可を受けたので、下記のとおり申請します。

年 月 日

仲卸業務許可番号

仲卸業者の氏名 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

種類	数量	買入予定額	買入れをしようとする相手方の氏名又は名称	買入予定期日	理由
キログラム	千円				

様式第15号（第42条関係）
その1 卸売業者用
取扱状況報告書

職 氏 名 謹

鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則第42条の規定により
月中の卸売の取扱状況について、下記のとおり報告します。
年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名 (印)

記

1 市況概況

種類	市況

2 取扱実績

種類	数量(トン)			金額(千円)		
	委託分	その他	計	委託分	その他	計

- 添付書類 1 市場の卸売業者の同意書
2 その他知事が必要と認める書類

合計						

その2 仲卸業者用

取扱状況報告書

職 氏 名 殿

年 月 日

職 氏 名 殿

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第42条の規定により
月中の仲卸の取扱状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

仲卸業務許可番号

(印)

仲卸業者の氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者
(法人にあつては、所在地)

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

記

様式第16号(第44条関係)

市場施設利用許可申請書

職 氏 名 殿

年 月 日

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例第3条の
規定により市場施設の利用の許可を受けたので、下記のとおり申請しま
す。

年 月 日

住 所

申請者
(法人にあつては、所在地)

記

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

区分	数量(トン)		金額(千円)	
	卸売分	その他	卸売分	その他
買 受				
合 計				
販 売				
合 計				

利用しようとする市場 施設の名称・規模等	
所 在 地	
利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
その他の参考事項	

添付書類	1 関係図面
	2 その他知事が必要と認める書類

昭和57年3月31日

報公県鳥

21

株式第17号（第44条関係）

市場施設利用許可証

氏名 殿

年月日付第 号で申請があつた市場施設の利用については、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例第3条の規定により下記条件を付して許可します。

年月日

職氏名

回

許可条件

- 1 利用を許可する市場施設は、次のとおりとする。
名称及び使用場所 別紙図面のとおり。
所在地
- 施設の規模等
- 2 利用目的は、
とすること。
- 3 利用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、
利用期間を更新しようとするときは、利用期間満了日の30日前までに、書面をもつて知事に申請すること。
- 4 使用料は、 円とし、知事が発行する納入通知書により納付すること。
- 5 利用物件の維持保全のため、通常必要とする経費のほか、当該利用物件に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の経費を負担すること。

6 利用許可の取消しがあつたときにおいて、利用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の費用は請求しないこと。